令和６年度和歌山県飼養衛生管理指導等計画

令 和 ６ 年 ４ 月 １ 日
和 歌 山 県 公 表
(令和８年３月　一部改正)

はじめに

（１）本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の３の４に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。

（２）本計画は、飼養衛生管理基準の遵守の指導等を中心に、衛生管理全般の指導等を実施する上での基本的な方向及び重要事項、実施体制等の方針を示すものである。

（３）本計画の計画期間は、令和６年度から令和８年度とする。

第一章　飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

Ⅰ　和歌山県の畜産業及び家畜衛生の現状

（１）主な家畜の飼養状況（R7.2.1 定期報告 及び R7.1.1 蜜蜂飼育状況調査）

	乳用牛 （うち大規模）	肉用牛 （うち大規模）	豚	採卵鶏	肉用鶏	蜜蜂
戸数	5(1)	38(1)	7	29	24	311
飼養頭羽数 （頭、羽、群）	517(380)	2,669(651)	1,193	259，578	365，827	10，329

注)豚は６頭以上、採卵鶏及び肉用鶏は100羽以上の集計

飼養規模は、牛では200頭以上を飼養する大規模農場が２戸（乳用牛１戸、肉用牛１戸）あるが、それ以外は全て中小規模の農場である。県内における家畜飼養戸数・飼養頭羽数はともに減少傾向にあるが、肉用牛の飼養頭数は近年2,500～2,700頭前後と横這いで推移している。また、本県は養蜂業が盛んであり、飼養群数は全国第７位（令和７年１月１日時点）、蜂蜜生産量は、全国第６位（令和６年時点）である（「養蜂をめぐる情勢」（令和７年11月農林水産省畜産局）より）。

（２）県内の家畜保健衛生所

本県は、海草・那賀・伊都・有田・日高・西牟婁・東牟婁の７つの地域に分けられる。

家畜保健衛生所（以下、家保）は紀北と紀南の２カ所が設置されており、紀北家保は海草・那賀・伊都・有田の４地域を、紀南家保は日高・西牟婁・東牟婁の３地域をそれぞれ管轄している。紀南家保には東牟婁支所が設置されており、東牟婁地域を管轄している。

家畜衛生・飼養衛生に係る指導については、家保が中心となり、必要に応じて各振興局農業水産振興課、市町村、及び畜産関係団体職員が連携して実施している。

本県では、民間の産業動物獣医師数が少ないため、県内全域を対象に家保の獣医師が家畜診療や牛人工授精、受精卵移植を行っている。また、和牛登録業務や家畜管理支援（牛去勢・除角等）等、他の都道府県では民間団体等で実施されることの多い、これらの業務についても家保が行っており、畜産農家に対する総合的な支援窓口となっている。

（３）県内の畜産関係団体

家畜衛生に関する畜産関係団体として、公益社団法人畜産協会わかやま、公益社団法人和歌山県獣医師会、和歌山県農業協同組合、和歌山県農業共済組合、一般社団法人和歌山県配合飼料価格安定基金協会があり、県と相互に連携して情報を共有し、畜産振興を図っている。

（４）飼養衛生管理基準の遵守状況（令和７年７月時点）及び対策

【牛】

牛の飼養衛生管理基準は全 38 項目、小項目を含めると 69 項目あり、牛農家の平均遵守項目数は 55 項目で遵守率は 82%と、令和 5 年度とほぼ同値であった。また「衛生管理区域立入り時の手指消毒」、「畜舎出入り時の手指消毒」の遵守率は 40%から 51%に、「衛生管理区域立入り時の車両消毒」の遵守率は 40%から 49%に、「更衣や靴の履き替え前後における交差汚染の防止措置」の遵守率は約 20%から 32%になり、改善が見られたものの、依然として低かった。

国内では平成 22 年以降、口蹄疫等の家畜伝染病の発生がなく、牛飼養農場においては、病原体の侵入に対する警戒が薄れていることが考えられる。しかし、韓国においては令和 5 年、令和 7 年、令和 8 年と継続的な発生状況にあり、国内へのウイルス侵入リスクが高まっていることから、立入時の指導や研修会の実施等により衛生意識の向上を図り、衛生管理区域の適切な設定および消毒の実施により、病原体の侵入防止を図る。

【豚】

豚の飼養衛生管理基準は全 40 項目、小項目を含めると 83 項目あり、7 戸全ての農家で 82 項目以上遵守できていた。しかし、本県では、野生いのししの豚熱感染が県内全域で確認されており、養豚場における豚熱発生リスクは依然として高い状態にある。さらに、アフリカ豚熱についても韓国南部（釜山広域市）で野生いのししへの感染が相次いで確認されるなど、国内への侵入リスクが高まっている。これらのことから、不遵守項目について指導を継続するとともに、野生動物侵入防止対策については、年間を通じて対策を徹底・維持するよう繰り返し指導を行う。

【鶏】

鶏の飼養衛生管理基準は全 35 項目、小項目を含めると 70 項目あり、鶏農家の平均遵守項目数は 68 項目で遵守率は 98%で令和 5 年度より 6 ポイント改善した。「野生動物侵入防止のためのネット等の設置」の遵守率は令和 5 年度の 85%から 96%に、「野生動物侵入防止のためのネット等の修繕」の遵守率は 85%から 98%に、「家きん舎毎の靴の設置・使用」の遵守率は 91%から 96%に、「衛生管理区域に侵入する車両の車内交差汚染対策」の遵守率は 80%から 85%に改善した。しかし、近年の国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況を鑑みると遵守率のさらなる向上が必要であるため、夏季を中心に農場への立入を強化し指導を徹底する。

【共通】

県は、家畜の所有者に対し、令和 3 年度から実施している畜産施設衛生管理強化支援事業（県事業）の活用について引き続き情報提供を行い、飼養衛生管理基準に対応した畜舎等の整備を促進する。また、高齢化や施設の老朽化が進む農場においては、労力的、金銭的負担の少ない飼養管理方法の提示等により、飼養衛生管理基準に対する理解を促す。

Ⅱ　家畜の伝染性疾病の発生状況と家畜衛生上の課題及び主体ごとの役割

（１）概要

国内では、令和2年シーズンから令和5年シーズンまで、4シーズン連続で高病原性鳥イン

フルエンザが発生している。県内では令和2年12月及び令和4年11月に採卵鶏を飼養する養鶏場において、それぞれ1件発生した。

高病原性鳥インフルエンザは、ウイルスを保有する野鳥の国内への飛来により養鶏場での発生リスクが高まる。県内の養鶏場周辺には、野鳥が飛来する河川やため池があるため、シーズンまでに発生予防対策を徹底しなければならない。特に過去に発生した養鶏場や、その周辺の農場については、地域として発生リスクが高い環境にあることを踏まえ、対策を講じる必要がある。

豚熱については、平成30年9月に岐阜県の養豚場において、国内で26年ぶりに発生が確認され、その後、野生いのししにおける感染拡大とともに、養豚場での発生が多数確認されている。本県においては、令和2年10月に野生いのししの豚熱感染が初めて確認され、令和3年1月に養豚場で発生した。その後、紀北地域で野生いのししの感染が拡大、令和3年には紀南地域でも感染が確認され、県内全域に拡がった。本県では、飼養豚への豚熱ワクチン接種を令和2年6月から開始するとともに、野生いのししへの経口ワクチン散布を令和2年12月から実施しているが、豚熱ウイルスは県内全域に広く浸潤していると考えられることから、引き続き飼養衛生管理基準の遵守徹底が必要である。

アフリカ豚熱については、国内での感染事例はないものの、令和5年12月以降、韓国南部の釜山広域市において野生いのししで相次いで感染が確認されており、国内に侵入するリスクが高まっていることから、養豚場における飼養衛生管理基準の遵守の必要性が増している。

（2）家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況および家畜衛生上の課題・対策

令和7年12月時点

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況		家畜衛生上の課題・対策
牛	牛伝染性リンパ腫	令和元年11月 令和2年3月 令和5年11月	・抗体陽性牛の分離飼育・早期淘汰の実施 ・母子早期分離 ・導入牛の一時的な分離飼育と導入時検査 ・吸血昆虫対策の実施
	牛ウイルス性下痢	令和7年5月	・ワクチン接種 ・バルク乳検査 ・持続感染牛の摘発・淘汰 ・導入牛の一時的な分離飼育と導入時検査
豚	豚熱	令和3年1月	・野生動物侵入防止対策 ・農場出入口での手指消毒、車両消毒の徹底 ・豚舎ごとの専用衣服及び長靴の設置 ・適切な日齢でのワクチン接種 ・畜産関係業者への指導
家きん	高病原性鳥インフルエンザ	平成23年2月 令和2年12月 令和4年11月	・野鳥や野生動物侵入防止対策 ・農場出入口での手指消毒、車両消毒の徹底 ・家きん舎ごとの専用衣服及び長靴の設置 ・畜産関係業者への指導
	伝染性ファブリキウ	令和2年2月	・オールイン、オールアウトの徹底

	ス嚢病		・アウト後の鶏舎消毒、空舎期間の確保 ・適切なワクチン接種の指導
	伝染性気管支炎	令和元年6月	
	鶏痘	平成29年8月	・アウト後の鶏舎消毒、空舎期間の確保 ・適切なワクチン接種の指導 ・媒介昆虫（ワクモ）駆除の指導
ミツバチ	アカリンダニ症	令和3年 5、6、11月 令和5年1、5、10、11月 令和6年2月 令和7年1月、5月	・発生蜂群の分譲や移動禁止、予防法の指導 ・異常時の早期通報、検査の指導
	バロア症	令和2年11月 令和8年2月	・適切なダニ駆除薬の使用並びに予防時期の指導 ・巣箱の清掃

（3） 各主体の役割および課題

【県】家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、国内外の疾病発生状況や個々の農場における疾病発生状況を鑑み、農場の経営体制に応じた適切かつ効果的な指導を行う。また、伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村や関連事業者、生産者団体等と協力し、伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた防疫体制を整備する。

【市町村】家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止に係る防疫体制の一翼を担っていることから、家畜の飼養状況及び県から提供される家畜衛生に関する情報を把握するとともに、国や県が行う施策に協力する。

【家畜の所有者】家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止について第一に責任を有していることから、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。同基準の遵守にあたっては、自己点検と家保等の確認結果のフィードバックによるPDCAサイクルを確実に行う。また、家畜防疫に対する理解が、農場に立入る関連事業者（飼料・医薬品等販売業者、家畜運搬業者の他、畜舎設備の施工業者、水道・電気・ガス等の管理業者を含む）全てに浸透しているとはいえないことから、これらの事業者に対して、車両や靴底消毒等、衛生対策の実施について周知する。
また、家畜伝染病発生時に周辺農場や環境への病原体のまん延を防止するため、異常家畜確認時の早期通報を徹底する。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

（1）指導等の実施における基本的な考え方

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自らその遵守徹底に努める必要がある。

県は、家畜の所有者による取り組みを支援し、農場の実情や経営体制に応じて、柔軟に飼養衛生に係る指導を実施する。

（2）家畜の所有者及び飼養衛生管理者への情報の周知

県は、速やかに情報を伝達するため、定期報告等の機会を利用し、家畜の所有者及び 飼養衛生管理者から、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の情報を収集する。周知にあたっては、国・県からの通知及び配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を活用し、ファックス、電子メール、電話、郵送または対面により行う。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

（1）飼養衛生管理者による自己点検

県は、飼養衛生管理者に対し「飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況に係るチェックシート」を活用した自己点検を、定期報告に合わせ年 1 回以上実施させ、その結果を確認する。不遵守項目については期限を設定して改善するよう指導する。

家保は、法第 51 条に基づく立入検査を行い、自己点検結果を基に、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導を実施する。その際、指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映し、実行するよう指導する。

特に家きん飼養農場に対しては、高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、10 月から 5 月の自己点検結果を毎月家保に報告させるとともに、不遵守項目について速やかに改善するよう指導する。また、豚、いのしし飼養農場に対しても、3 か月に 1 度自己点検結果の報告を求め、同様に指導する。

（2）農場への立入・指導

・家保は農場毎に年1回以上の立入検査を実施する。

・立入を行う農場は、牛、山羊（鹿、めん羊を含む、6 頭以上飼養）、豚（いのしし、いのぶた、ミニブタ等含む）、鶏及びあひる（100 羽以上飼養）、馬を飼養している農場を対象とする。

・養蜂農家においては、ふそ病検査の際に、他の伝染病についても確認し、必要に応じて適切な検査を実施する。

・飼養衛生管理基準の不遵守が認められた農場については、法第 51 条に基づく立入検査を実施し、行政手続法に基づく指導・助言を行う。

・行政手続法に基づく指導・助言にあたっては、必要に応じ、市町村等の関係者と連携し、遵守状況の改善を図る。

・行政手続法に基づく指導・助言にも関わらず、長期にわたり改善が認められない農場については、市町村等の関係者に対し情報共有を行うとともに、法第 12 条の 5 に基づく指導・助言及び法第 12 条の 6 に基づく勧告等を実施する。

（3）優先して指導すべき事項等

本県では令和 2 年度に高病原性鳥インフルエンザと豚熱が各 1 件、令和 4 年度に高病原性鳥インフルエンザが 2 件発生した。疫学調査で指摘のあった不遵守項目を中心に、下記について優先的に指導することとする。また、過去に発生があった地域、県下最大規模の農場がある地域及び農場が密集している地域を優先して指導する。

【豚等飼養農場】

1．家畜の所有者の責務の徹底、特定症状が確認された場合の早期通報

2．記録の作成及び保管

3．肉を含む食品循環資源を飼料とする場合の適切な処理

４．衛生管理区域への野生動物の侵入防止対策
５．畜舎毎の手指消毒及び衣服・靴の設置

【家きん飼養農場】

１．家きんの所有者の責務の徹底、特定症状が確認された場合の早期通報
２．記録の作成及び保管
３．野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
４．衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置並びに使用、家きん舎毎の長靴の設置並びに使用
５．衛生管理区域の出入口における車両の消毒
６．衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

第二章　家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

Ⅰ　実施方針

県は、全国的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）について、毎年作成する。

令和6～8年度　サーベイランススケジュール（参考1）

家畜区分	対象疾病名	目的	実施時期	実施方法
牛	伝達性海綿状脳症	感染牛摘発 清浄性評価	令和6年4月 ～ 令和9年3月	特定症状並びにBSE関連症状を呈する牛を対象に、法施行規則第9条第2項（別表第1）の方法により実施。
	ヨーネ病	感染牛摘発		県内全域の牛を対象に清浄性維持サーベイランス実施要領に基づき実施。令和6年度は乳用牛、令和7年度は繁殖雌牛を対象とする。なお、少なくとも5年に1度は全頭検査を実施できる体制にする。また、県外導入牛の着地検査を実施するよう指導する。
	牛伝染性リンパ腫	浸潤状況調査 感染牛摘発・淘汰 清浄性評価		県内全域で飼養する繁殖雌牛の内、家保所長が必要と認める牛を対象に抗体検査（エライザ法）及び抗体検査で陽転した牛に対し、PCR検査を実施。高リスク牛の計画的淘汰を指導する。
	牛ウイルス性下痢	感染牛摘発		導入牛に対しPCR検査を実施し、感染牛の摘発により本県への侵入及びまん延防止を図る。
	アカバネ病 チュウザン病 アイノウイルス感染症	令和6～8年度における流行予察	令和6年 令和7年 令和8年 年4回	家保長が適切と認める地域における未越夏牛を対象に、原則として6月下旬、8月中旬、9月下旬、11月中旬の4回、臨床検査及び血清抗体検査（中和試験）を実施。

豚	豚熱	免疫付与状況調査	令和6年 半年毎に年2回 令和7年 令和8年 年1回	県内全域の豚熱ワクチン接種豚を対象に、令和6年については6か月毎に、令和7年度以降については年に1回免疫付与状況確認検査（抗体検査）を実施する。抗体検査で陰性の個体については中和試験を実施し、免疫付与率を確認する。
	オーエスキー病	浸潤状況調査	令和6年4月 ～ 令和9年3月	県内全域の豚を対象に血清抗体検査（ラテックス凝集反応）を実施する。
めん羊・山羊	伝達性海綿状脳症	摘発	令和6年4月 ～ 令和9年3月	定期的に立入を行い、異常畜については病性鑑定を実施する。18か月齢以上の死亡畜においては、「伝達性海綿状脳症（ＴＳＥ）検査対応マニュアル」に基づき検査を実施する。
鶏	高（低）病原性鳥インフルエンザ	浸潤状況調査	令和6年4月 ～ 令和9年3月	県内全域の家きんへの浸潤状況を把握するため、毎月1回、6農場を対象に血清抗体検査（エライザ法）を実施する（定点モニタリング）。また、10月から翌年5月の間に、定点モニタリング対象農場以外の農場で血清抗体検査（エライザ法）を実施し、浸潤状況を調査する（強化モニタリング）。いずれの期間も血清抗体検査で陽性となった場合は、寒天ゲル内沈降反応を速やかに実施する。 法第52条に基づき飼養羽数及び死亡羽数の報告徴求を実施する（100羽以上飼養農家）。
	ニューカッスル病	抗体保有状況調査		県内全域の家きんを対象に血清抗体検査（HI法）、適切なワクチン接種等、衛生指導を実施する。
	マイコプラズマ病	抗体保有状況調査		県内全域の家きんを対象に血清抗体検査（急速凝集反応）、適切なワクチン接種等、衛生指導を実施する。
蜜蜂	ふそ病	摘発・淘汰	令和6年4月 ～ 令和9年3月	県外への転飼養蜂農家、県内での定飼養蜂農家に対し、検査を実施する。

第三章　重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

Ⅰ　飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1　重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針（参考2）

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛	⑴家畜所有者の責務の徹底 ⑵飼養衛生管理マニュアル作成及び従事者への周知徹底 ⑶記録の作成及び保管 ⑷衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置並びに使用 ⑸衛生管理区域出入口における車両消毒 ⑹特定症状の早期通報 ⑺埋却等に備えた措置	・県内全域で実施 ・通年	・国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を電子メールやＦＡＸ、郵送により提供し、指導に活用する。 ・立入検査時に遵守状況を確認し指導する。 ・講習会等を活用する。
豚（いのしし、いのぶた、ミニブタ含む）	⑴家畜所有者の責務の徹底 ⑵記録の作成及び保管 ⑶肉を含む食品循環資源を飼料とする場合の適切な処理 ⑷衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒 ⑸衛生管理区域への野生動物侵入防止（柵、ネットの点検） ⑹衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ⑺畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ⑻衛生管理区域内の整理整頓・消毒 ⑼衛生管理区域出入口における車両消毒 ⑽特定症状の早期通報 ⑾埋却等に備えた措置	・県内全域で実施 ・通年	・国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を電子メールやＦＡＸ、郵送により提供し、指導に活用する。 ・立入検査時に遵守状況を確認し指導する。 ・講習会等を活用する。
鶏、あひる、ホロホロ鳥等	⑴家きん所有者の責務の徹底 ⑵記録の作成及び保管 ⑶専用衣服及び靴の設置並びに使用 ⑷家きん舎毎の手指消毒及び長靴の設置 ⑸家きん舎等への野生動物侵入防止（防鳥ネット等） ⑹衛生管理区域内、家きん舎周辺の整理整頓・消毒 ⑺衛生管理区域出入口における車両消毒 ⑻特定症状の早期通報 ⑼埋却等に備えた措置	・県内全域で実施 ・通年	・国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を電子メールやＦＡＸ、郵送により提供し、指導に活用する。 ・立入検査時に遵守状況を確認し指導する。 ・講習会等を活用する。

山羊・緬羊・鹿	⑴家畜所有者の責務の徹底 ⑵飼養衛生管理マニュアル作成及び従事者等への周知徹底 ⑶衛生管理区域の適切な設定 ⑷記録の作成及び保管 ⑸器具の定期的な清掃又は消毒等	・県内全域で実施 ・通年	・国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を電子メールやＦＡＸ、郵送により提供し、指導に活用する。 ・立入検査時に遵守状況を確認し指導する。
馬	⑴家畜所有者の責務の徹底 ⑵飼養衛生管理マニュアル作成及び従事者等への周知徹底 ⑶衛生管理区域の適切な設定 ⑷記録の作成及び保管 ⑸器具の定期的な清掃又は消毒等	・県内全域で実施 ・通年	・国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を電子メールやＦＡＸ、郵送により提供し、指導に活用する。 ・立入検査時に遵守状況を確認し指導する。

Ⅱ　Ⅰ以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

【埋却地の確保等】

高病原性鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜や汚染物品等は埋却することを基本方針とする。

県は、法第21条の規定に基づき、家畜の所有者に対して、殺処分した家畜の死体等の埋却用地として、十分な広さの埋却用地を確保するよう指導する。また県は、市町村等と連携し、県や市町村が保有する公有地等の埋却用地としての利用について検討し、候補地のリストアップに努める。併せて、それらの埋却候補地について実効性が確保されているかを確認する。さらに当該埋却用地が利用できない事態を想定し、焼却施設のリストアップを行うとともに、処理能力や作業動線の確認、演習の実施等により、事前の利用調整を進める（参照：「豚、いのしし又は家きん飼養農場において確保された埋却地等の実効性の確認等について（結果報告・調査依頼）」令和６年２月14 日付５消安第6734 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）。

【分割管理への対応】

家保は、家畜の所有者から、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線を分け、別々の農場として殺処分の範囲を限定する「分割管理」について相談があった場合、「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル（令和６年３月　農林水産省消費・安全局）」に即して必要な助言指導を行う。また、家保は分割管理の運用開始時の確認をすると共に、運用開始後は毎年複数回、家保による確認をうけるよう指導する。

【複数農場間における交差汚染防止対策】

一つの農場で家畜伝染病が発生した際に、同一経営体内の別の農場における家畜が殺処分の対象となるような場合、家保は、農場管理担当者や作業員を掛け持ちさせない農場ごとの専任体制の構築や、シャワーイン等の実施や物品の扱いを農場別にするなど、交差汚染防止対策について

指導及び助言を行う。

第四章　家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

Ⅰ　家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を地域レベルで実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、自助・共助の考えの下に自主的に飼養衛生管理の強化に取り組むことが必要である。

このため、県は、家畜の所有者又は関係する団体の求めに応じて、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見を踏まえ、効果的な飼養衛生管理等についての研修や全国の優良事例・先進的な取組の紹介等を行う。また、必要に応じて、研修会等を開催する場合の専門家の派遣を行うとともに、防疫資材の購入、補助事業の立ち上げ・紹介等を行う。その他、家畜の所有者又は関係する団体から相談を受けた場合、県は、必要な助言・指導を行うとともに最大限協力する。

第五章　飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

Ⅰ　都道府県の体制整備

（１）家畜防疫員の確保

県は、インターンシップの受け入れや大学における就職説明会等の機会を活用して、県畜産行政に対する関心や理解を深め、新規獣医師職員の確保に努めるとともに、農林水産分野の獣医師職員を家畜防疫員に任命し、家畜防疫員を確保する。

（２）家畜防疫員の育成・指導力の強化

県は、国や他の都道府県等が開催する研修会や防疫演習等に家畜防疫員を参加させ、また、県内で年１回以上、特定家畜伝染病に関する防疫演習を実施することにより、家畜防疫員の知識や技術の向上、指導力の強化を図る。

県は、家畜飼養農場への家畜防疫員の立入にあたっては、指導経験の豊富な職員を指導経験の浅い職員とともに配置し、家畜防疫員の指導、育成を行う。また、飼養衛生管理等に係る指導について、家畜防疫員同士で指導内容を確認させ、指導力の平準化を図るとともに、効果的な指導体制を構築する。

Ⅱ　飼養衛生管理者の選任、研修等

（１）飼養衛生管理者の選任に関する方針

飼養衛生管理者の選任は、家畜の所有者が行うことを基本とし、平時より当該農場の飼養衛生に携わっている者、農場長、責任者等の選任を想定している。

選任にあたっては、家保と密に連絡が取れる体制を構築する必要を考慮し、飼養衛生管理者との連絡手段を確立する。

なお、飼養衛生管理者の変更があった場合、家畜の所有者は速やかに家保に届け出ることとする。

（２）飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

国や全国団体等から家畜衛生や飼養衛生管理基準の変更等の情報提供があった場合、その都度電子メール、ファックス、郵送等で周知、もしくは農場にて直接説明を実施する。

また、家保は、市町村・生産団体及び地域自衛防疫推進団体等と連携し、飼養衛生管理者に対する研修会を実施する。研修会は基本的に畜種別に実施し、国内外における伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理基準の内容の確認、改正点及び遵守にあたっての留意事項等の内容を中心に研修を行う。

（3）飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

ア　情報提供の方法は、飼養衛生管理者に主に電子メールやファックスにて実施、いずれもない場合には郵送、または対面にて行う。特定家畜伝染病の発生情報や農林水産省からの通知等については、その都度情報提供を行う。

イ　言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員向けの情報提供は、国が作成したリーフレット等を用いて情報提供する。

Ⅲ　その他指導等の実施体制に関する事項

【命令違反者の公表】

正当な理由なく、法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令に従わず、飼養衛生管理基準の遵守状況に改善が見られない家畜の所有者については、農場名・農場所在地・違反事項の内容を公表するとともに、国に報告する。

違反者の公表にあたっては、事前に市町村や生産者団体等の関係機関にその旨を情報共有した上で実施することとする。

第六章　協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

Ⅰ　協議会等の活用と相互連携に関する方針

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のためには、家畜の所有者、国、県、市町村、関連事業者等の関係者が常に情報を共有し、連携を図ることが重要である。このため、県は、国内外および県内における家畜の伝染性疾病の発生状況や最新の科学的知見、飼養衛生管理に係る優良事例等に係る情報収集を行うとともに、以下の関係機関で構成する協議会等を組織し、協議会等の構成員に対して積極的な情報提供及び情報共有を行い、相互の連携を強化する。

（1） 広域にわたる協議会等

協議会等の種類	構成員	内容
近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、福井県、鳥取県（オブザーバー：近畿農政局、岡山県）	・家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の融通 ・早期通報体制の確立 ・農家情報の共有化 ・交通拠点における消毒対応 ・風評被害対策

近畿ブロック家畜衛生主任者会議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、動物検疫所神戸支所、近畿農政局、農林水産省	・家畜衛生に関する情報共有 ・家畜衛生に係る課題の検討 ・まん延防止に係る連携強化
府県境家畜防疫員会議	大阪府、奈良県、三重県、和歌山県	・家畜衛生に関する情報共有 ・家畜衛生に係る課題の検討 ・まん延防止に係る連携強化

（２）県内の協議会等

協議会等の種類	構成員	内容
飼養衛生管理地域推進会議	県（畜産課、家保、各振興局農業水産振興課）、市町村、その他県が構成員とする者	・家畜衛生、飼養衛生管理に係る情報の共有 ・家畜伝染病の発生予防・まん延防止に係る連携強化 ・地域における飼養衛生管理の向上に向けた検討、連携指導

Ⅱ　家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

特定家畜伝染病が国内で発生した場合や、県内の野生動物において同家畜伝染病の病原体が確認され、県内の農場での発生リスクが高まった場合には、対象家畜の所有者に対し、直ちに情報提供を行うとともに、飼養衛生管理基準の緊急点検及び不遵守項目の改善について指導する。また、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、必要となった措置を講ずるよう併せて指導を行う。

指導にあたっては、飼養規模が大きく、防疫対応に困難が見込まれる農場から優先的に立ち入り指導を行う。また、情報提供にあたっては、家畜の所有者だけでなく、振興局や畜産関係団体等にも周知して関係者間で情報を共有し、緊急対応に備える。

Ⅲ　通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

飼養衛生管理基準が定められた家畜を非商用（愛玩用、ふれあい用、展示用等）として室内で飼育する等、通常の飼養場所と異なる場合においても、定期報告の回収の機会を活用し、飼養衛生管理基準の遵守指導に努める。県内において特定家畜伝染病が発生又は発生リスクが高まった場合にはⅡと同様に指導を行う。この場合、当該家畜の飼養形態を考慮し、実践可能な対策を重点的に指導する。